10月からの消費税率引き上げに伴う介護保険制度の変更点についてお知らせします

問い合わせ 介護保険課介護保険管理係、高齢者支援課包括支援係

介護保険サービスの利用者負担額の変更

消費税率引き上げや介護職員の処遇改善に伴う介護保険制度の介護報酬の引き上げにより、介護保険サービス等の利用者負担が変更になりましたのでお知らせします。

どうして利用者の負担が変わるのですか?

今後も安定した介護保険サービスが提供できるように介護報酬を引き上げたためです。また、同時にサービスの利用者負担限度額等も引き上げられます。

※介護報酬とは、介護保険サービスを行った事業者へ、その対価として支払われる費用のことです。利用者負担はこのうちの1割~3割です。

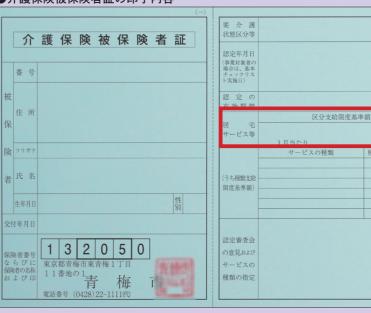
変更内容 下記のとおり

●主なサービス費用の例

区分		サービス名※	9月まで	10月から		
要介護度	利用者負担	り ^一 し入石※	375	108119		
要支援 2	1割	通所型サービス(現行相当)	3,607円/月	3,624円/月		
要介護 2	1 割	訪問介護(身体介護・30分以上1時間未満)	436円/回	437円/回		
		通所介護(7時間~8時間)	813円/回	817円/回		
		訪問入浴介護(1回)	1,382円/回	1,388円/回		

※一部抜粋したものとなります。その他のサービスや詳細については、お問い合わせください。

●介護保険被保険者証の印字内容



(二)								
			内	容	期			
					開始年月日			
	給付付	制限			終了年月日			
	1				開始年月日			
	1				終了年月日			
					開始年月日			
					終了年月日			
	居宅介護支				届出年月			
基準額	者若しくは 防支援事業 びその事業 称又は地域	き者およ き所の名			届出年月			
	接センター				届出年月			
		種類			入所等年			
	介護保険	名称			退所等年			
	施設等	種類			入所等年			
		名称			退所等年			

●支給限度額(1か月あたり)

要介護度	9月まで	10月から							
要支援1	50,030円	50,320円							
要支援2	104,730円	105,310円							
要介護1	166,920円	167,650円							
要介護 2	196,160円	197,050円							
要介護3	269,310円	270,480円							
要介護4	308,060円	309,380円							
要介護 5	360,650円	362,170円							

赤枠の記載内容が変更となります。(要介護度 をお持ちでない方は空欄です)

要介護度をお持ちで、10月以降に発行された 被保険者証については変更が反映された単位が記 載されています。

なお、10月以前に発行された被保険者証に ついては9月までの単位が記載されていますが、 10月からは変更になった単位が適用されます。

●1日あたりの居住費・食費の基準費用〈第4段階(負担限度額認定非該当)〉

	区分	9月まで	10月から		
	食費	1,380円	1,392円		
	ユニット型個室	1,970円	2,006円		
	ユニット型個室的多床室	1,640円	1,668円		
居住費	従来型個室(老健・療養等)	1,640円	1,668円		
費	従来型個室(特養等)	1,150円	1,171円		
	多床室(老健・療養等)	370円	377円		
	多床室(特養等)	840円	855円		

特別養護老人ホーム等の居住費、食費 の基準費用が左表のとおり、変更となり ます。

間

なお、介護保険負担限度額認定証をお 持ちの方については、従来の基準費用の まま据え置きの金額となります。



介護保険料の減額

低所得者への対応として、第 $1\sim3$ 段階の介護保険料について保険料率が軽減されることに伴い、保険料が下表のとおり減額されます。なお、第4段階以上の方の負担に変更はありません。

※年間の保険料は、介護保険料の基準額 $6\,0$, $0\,0$ 0円に各段階の保険料率を乗じた額となります。

※表中の令和元年度の保険料率、保険料の数値は軽減後の数値です。

	第1	段階	第2	段階	第3段階						
	平成30年度 令和元年度		平成30年度 令和元年度		平成30年度 令和元年度						
保険料率	0.40	0.34	0.66	0.58	0.70	0.675					
年間保険料	24,000円	20,400円	39,600円	34,800円	42,000円	40,500円					

介護保険料の決め方・納め方

決め方 保険料は前年度の所得等に応じて、市区町村ごとに決定します。詳細についてはお問い合わせください。

納め方 2つの方法があります。

▶特別徴収 偶数月 (4月・6月・8月・10月・12月・2月) に、該当の保険料を年金から天引きします。

▶普通徴収 納付書または口座振替により納付してください。

※65歳になった方や転入により青梅市の被保険者になった方については、普通徴収となります。翌年度4月以降に年金からの天引きが始まる方には、来年度以降、特別徴収開始通知書を送付します。

令和元年度の介護保険料(10月に65歳になる方の例)

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	年齢	6 4 歳						6 5 歳						
ſ		健康保険(介護保険分)					介護保険料							
	区分	☑分 加入している健康保険の一部(介護保険分)として負担してください。					。 各市町村が定める介護保険料として納付してください。11月中旬							
		納付方法等については、加入している健康保険ごとに異なります。					に送付する	保険料額決定	定通知書に同]封の納付書	で納めてくた	ごさい 。		

※10月で自動的に切り替わります。 なお、今年度分の介護保険料については納付書での納付となります。来年度以降、年金を受給している方は年金から天引き(特別徴収)となる予定です。